

兵庫県稲美町農業委員会
令和4年7月定例会会議録

- 1 開催日時 令和4年7月25日（月）13時30分～14時25分
- 2 場 所 稲美町役場 本館3階 303会議室
- 3 議 事
報告第8号「令和4年度最適化活動の目標の設定等」⇒承認
報告第9号「農地法第18条第6項の規定による届出について」
⇒承認（1件）
議案第20号「非農地証明交付申請の承認について」⇒承認（4件）
議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」
⇒承認（3件）
議案第22号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見につ
いて」⇒承認（1件）
議案第23号「農用地利用集積計画の決定について」⇒決定
- 4 出席委員（14名）
1番・藤本勝彦 2番・坂本英正 3番・松尾和孝 4番・山口 透
5番・梅本成子 6番・上田尚秋 7番・船岡重夫 8番・坂元三郎
9番・井澤 守 10番・鳴瀬敏雄 11番・丸山治正 12番・大西寿々代
13番・福田 修 14番・高松幹博
- 5 欠席委員（なし）
- 6 事務局
局長 松本るみ子 課長補佐 中川 剛
- 7 議事録署名人
8番・坂元三郎 委員 9番・井澤 守 委員
- 8 議 事
事務局： ただいまから令和4年7月定例会を開会いたします。
開会にあたり、稲美町農業委員会会長坂本が開会のご挨拶を申し
上げます。
会 長： 開会挨拶
事務局： ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

稲美町農業委員会会議規則第4条には、「会議は会長が議長となり会議を運営する」との規定がございます。会長が議長に就任し、議事を進行いたします。よろしくお願いいたします。

議長： それでは、議事に先立ちまして、会議の成立と委員の出席状況を報告いたします。稲美町農業委員会会議規則第6条の規定では、会議の成立には過半数の委員の出席が必要とされております。

本日は委員全員が出席されていますので、会議は成立いたします。

次に、本日の会議の議事録署名委員を、稲美町農業委員会会議規則第13条の規定により、議長より指名いたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長： 異議なしの声がありましたので、指名いたします。

議事録署名委員は、8番坂元三郎委員、9番井澤守委員の両名にお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。委員各位のご協力よろしくお願いいたします。

今月の議案は、既に配付いたしておりますとおり、報告第8号～第9号及び議案第20号～第23号まででございます。よろしくご審議をお願いします。

議長： それでは、報告第8号「令和4年度最適化活動の目標の設定等」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局： 説明いたします。

報告第8号は、稲美町農業委員会の令和4年度の最適化活動について目標を定めるものです。これは、令和4年2月に発出された農林水産省からの通知に基づき行うもので、この様式・内容は今年度が初めてとなります。

『Ⅰ 農業委員会の状況（令和4年4月1日現在）』の内容については、直近の2020農林業センサス等に基づいて記載しております。

『Ⅱ 最適化活動の目標』については、令和4年度の成果目標と活動目標を記載しております。

議長： 説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議長： 特に、ご意見、ご質問がなければ、これで公表しますので、ご了承願います。

議長： それでは、報告第9号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題といたします。届出件数は1件です。
「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在： 稲美町北山字荒内
地 目： 田
面 積： 675㎡
賃貸人： 地元所有者
賃借人： 地元農家（営農組合）
設定された権利： 利用集積賃貸借
解約理由： 自作するため
解約届出日： 令和4年7月6日
解約成立日： 令和4年7月6日
土地引渡時期： 令和4年7月6日

事務局： 説明は以上です。

議長： 説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。
（意見、質問なし）

議長： 特に意見、質問がなければ、合意による解約届けが農業委員会に提出され、既に受理しておりますので、ご了承願います。

議長： それでは、議案第20号「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。申請件数は4件です。
「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在： 稲美町蛸草字中條（蛸草中條集落内）
地 目： 田（現況 宅地）
面 積： 39㎡
農地法第2条第1項の農地でなくなった時期：

申請地及び東に隣接する宅地と西に隣接する宅地とは一体利用されており、昭和38年以前から住宅建物の敷地として利用され、現在に至る。昭和50年1月31日に撮影した航空写真添付。

事務局： 説明は以上です。

議長： 「番号1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は衣笠委員です。申請地は現状において建物敷地と庭になっています。北側に隣接する畑との間には排水路があり、農業用水・排水や周辺農地、道路への影響については問題ないとの報告をいただいています。

議長： 「番号1」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

事務局： 令和4年7月20日13時30分～16時00分までの間、13番福田修農地担当副会長、4番山口透委員、10番鳴瀬敏雄委員及び事務局1名の合計4名で、申請地の現地調査を実施しました。

担当委員から調査結果を報告願います。

13番・福田委員： 申請地は住宅敷地の一部として長年使用されており、周辺の農地や用排水、道路等への影響はないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり承認することに決定します。

次に、「番号2」「番号3」は、同じ住宅の敷地内ですので、一括で審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長： 異議なしと認めます。

「番号2」及び「番号3」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所在： 稲美町北山字鳶垣内（金守集落内）

地目： 田（現況宅地）

面積： 197 m²

「番号3」

所在： 稲美町北山字鳶垣内（金守集落内）

地目： 田（現況宅地）

面積： 165 m²

農地法第2条第1項の農地でなくなった時期：

申請地「番号2」「番号3」及隣接の宅地は一体利用されており、昭和46年に住宅、昭和59年に倉庫、昭和62年に住宅を建築した際に誤って転用をしてしまったもの。平成11年4月21日に撮影した航空写真添付。

事務局： 説明は以上です。

議長： 「番号2」「番号3」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は山田委員です。申請地は現状において建物敷地と庭になっています。北側は道路、南側は塀があり、その外側に用水路があります。農業用水・排水や周辺農地、道路への影響については問題ないとの報告をいただいています。

議長： 「番号2」「番号3」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

10番・鳴瀬委員： 申請地2筆は住宅敷地、庭として長年使用されており、建物も古い。北側の道路は上り坂で、南側は水路をはさんで高い擁壁がある。周辺の農地や用排水、道路等への影響はありませんので、承認しても問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号2」「番号3」は申請のとおり承認することに決定します。

次に、「番号4」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号4」

所在： 稲美町加古字大沢東 (大沢集落内)

地目： 田 (現況 宅地)

面積： 223 m²

農地法第2条第1項の農地でなくなった時期：

申請地及び西に隣接する所有者が別の土地と一体利用されており、申請者が申請地を相続するより以前の昭和43年頃から住宅が建築され現在に至る。平成8年6月5日に撮影した航空写真添付。

事務局： 説明は以上です。

議長： 「番号4」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は本岡委員です。西側は宅地、北と東の境界には細い水路があり、北の道路、東の宅地は申請地より高く、擁壁がされています。現状において建物敷地と庭になっており、農業用水・排水や周辺農地、道路への影響については問題ないとの報告をいただいています。

議長： 「番号4」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

4番・山口委員： 申請地は住宅敷地や庭として長年使用されており、現状で周辺の農地や用排水、道路等への影響はありませんので、承認しても問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号4」は申請のとおり承認することに決定します。

議長： それでは、議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。申請件数は3件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所在：稲美町加古字天井池	田	1, 754㎡
七軒屋裏	田	298㎡
	田(現況 道路)	36㎡
	田(現況 道路)	29㎡
(七軒屋交差点西方、北方)	4筆合計	2, 117㎡

移動する権利：所有権。現況道路の2筆は公図上所在不明であるが、持ち分の所有権移転のため申請する。

譲渡人：町外在住の相続人

譲受人：町内在住農業者

農機具：トラクター・草刈機 所有、田植機・コンバイン リース

栽培作物：水稻・野菜・大麦

事務局： 説明は以上です。

議 長： 「番号1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は石見委員です。許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議 長： 「番号1」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

13番・福田委員： 申請地の内1筆は既に水稻が植えられており、もう1筆は麦後の保全管理でした。譲受人により継続して耕作される見込みですので、許可しても問題ないと思います。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議 長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所 在： 稲美町中一色字新改 (凱旋池西方)

地 目： 田

面 積： 8 5 2 m²

移動する権利： 所有権

譲渡人： 地元所有者

譲受人： 隣接地を所有者する地元農家

農機具： トラクター・田植機・コンバイン・管理機・草刈機・軽トラック

栽培作物： 水稻・野菜

事務局： 説明は以上です。

議 長： 「番号2」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は山田委員です。許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議 長： 「番号2」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

13番・福田委員： 申請地は保全管理されていきました。譲受人は隣接地を所有する農家です。段差はありますが、開水路も整備されており、許可しても問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。
申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号2」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号3」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号3」

所在： 稲美町加古字見谷南 (中ノ池南方)

地目： 田

面積： 1,061㎡

移動する権利： 所有権

譲渡人： 高齢の地元所有者

譲受人： 遠縁の地元農業者

農機具： 田植機・草刈機

栽培作物： 水稲

事務局： 説明は以上です。

議長： 「番号3」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は山田委員です。許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議長： 「番号3」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

4番・山口委員： 申請地は畦が取り払われ、隣接する他の3筆と一体で水稲が植えられていました。譲受人は地元の農家で、継続して耕作される見込みですので、許可しても問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。
申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号3」は申請のとおり許可することに決定します。

議長： それでは、議案第22号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。申請件数は1件です。「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所在： 稲美町北山字鳶垣内（金守集落内）

地目： 田

面積： 374㎡

移動する権利： 所有権

譲渡人： 町外在住所有者

譲受人： 外構工事業者

転用目的： 露天資材置場

土地利用計画： 北は道路、西と東は住宅、南は水路。整地後碎石敷し転圧する。南水路側はブロック2段積みし土留めする。雨水は自然浸透の他、農地の既存の排水路の利用も見込まれる。

事務局： 説明は以上です。

議長： 「番号1」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は山田委員です。申請地は集落の中にある農地で、道路、住宅、神社に囲まれています。周辺に農地はなく、農業用水及び排水、道路への影響はないと思われるとの報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

10番・鳴瀬委員： 申請地は麦あとで、保全管理されていきました。東側の宅地は2m、北側道路は1mほど高さがあますが、地上げされずに使用される計画ですので、雨水の排水先として既存の排水路が利用できるのではと思います。周囲には農地はなく、用排水や道路への影響もないものと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号1」の転用及び所有権の移転について、賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり転用及び所有権の移転について許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定しま

す。

議長： それでは、議案第23号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

この議案では、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に1番藤本勝彦委員が該当しますので、藤本委員の退席を求めます。

(藤本委員退席)

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「概要」

利用権を設定する申請者（借受者）： 5件

利用権を設定する申請者（貸付者）： 5件

申請筆数： 14筆

申請面積： 21, 246㎡

「各筆明細」（町が作成する農用地利用集積計画）

利用権を設定する申請者（借受者）： 5件

利用権を設定する申請者（貸付者）： 5件

申請筆数： 14筆

申請面積： 21, 246㎡

事務局： 説明は以上です。

議長： 地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 借受人等について、地元の最適化推進委員へ調査依頼した案件はありません。

議長： 委員方でご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 委員から意見、質問はありませんので、採決いたします。

農用地利用集積計画を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、農用地利用集積計画は、原案のとおり決定いたします。

退席中の1番藤本勝彦委員は自席にお戻りください。

(藤本委員、席に戻る)

議長： 以上で、本日予定しておりました議事は、全て終了いたしました。

委員各位のご協力に感謝申し上げます、令和4年7月定例会を閉会いたします。

上記のとおり会議録を調整する。

令和4年7月25日

議長 坂本英正

委員 坂元三郎

委員 井澤守